県南地域の最南端に位置する湯沢市には、農作物の物流等の通過交通や地域住民等による地域内交通を担う主要幹線道路は本路線しかないが、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小視距及び最急縦断勾配を満たさない箇所が存するなど線形が悪く、これらの箇所を中心に交通事故が発生しているほか、自然災害や交通事故による全面通行止めが度々発生しており、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。

また、冬期間においては、降雪量が多いことから、堆雪による道路幅員の減少により、大型車等のすれ違いに支障をきたすなど、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

本件事業の完成により、線形が良好で、冬期間における堆雪幅を有した道路が整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められるとともに、自然災害発生時等における現道の代替機能を果たすことが認められる。

また、本件区間は、高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線に接続する自動車専用道路である湯沢横手道路と、本路線（横堀バイパス）を介して連絡することから、物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成16年10月及び平成21年３月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びクマタカ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息環境である森林をトンネルで通過することなどから影響は小さいとされている。オオタカについては、営巣は確認されておらず、周囲に同様の生息環境が広く存在することなどから影響は極めて小さいとされている。クマタカ及びサシバについては、計画路線から離れた箇所に営巣地があり、周囲に同様の生息環境が広く存在することなどから影響は極めて小さいとされているが、起業者は、今後もモニタリング調査を継続することとしている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているノダイオウ、ナガミノツルキケマン等の生育が確認されているが、ノダイオウについては、生育環境が直接改変されないことから影響はないとされ、ナガミノツルキケマンについては、周囲に同様の生育環境が広く存在しており、影響は極めて小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、秋田県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、北側ルート案（以下「申請案」という。）と南側ルート案の２案による検討が行われている。申請案と南側ルート案とを比較すると、事業費に大きな差はないが、申請案は取得必要面積が少ないこと、トンネル掘削延長が短く施工期間が短期間であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び砂防設備の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道には、線形不良区間が存在していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、湯沢市長を会長とする秋田県南高規格幹線道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　秋田県湯沢市役所

○海上保安庁告示第百四十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年七月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構

二　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三七度、北緯四〇度、東経一四二度一五分、東経一四五度の各経線及び緯度線で囲まれる海域

(ロ)　北緯三六度、北緯三七度、東経一四二度一五分、東経一四三度三〇分の各経線及び緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十三年七月十日から平成二十三年七月二十日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　第三管区水路通報第二十五号（平成二十三年七月一日発行）

○防衛省告示第百六十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十三年七月八日

防衛大臣　北澤　俊美